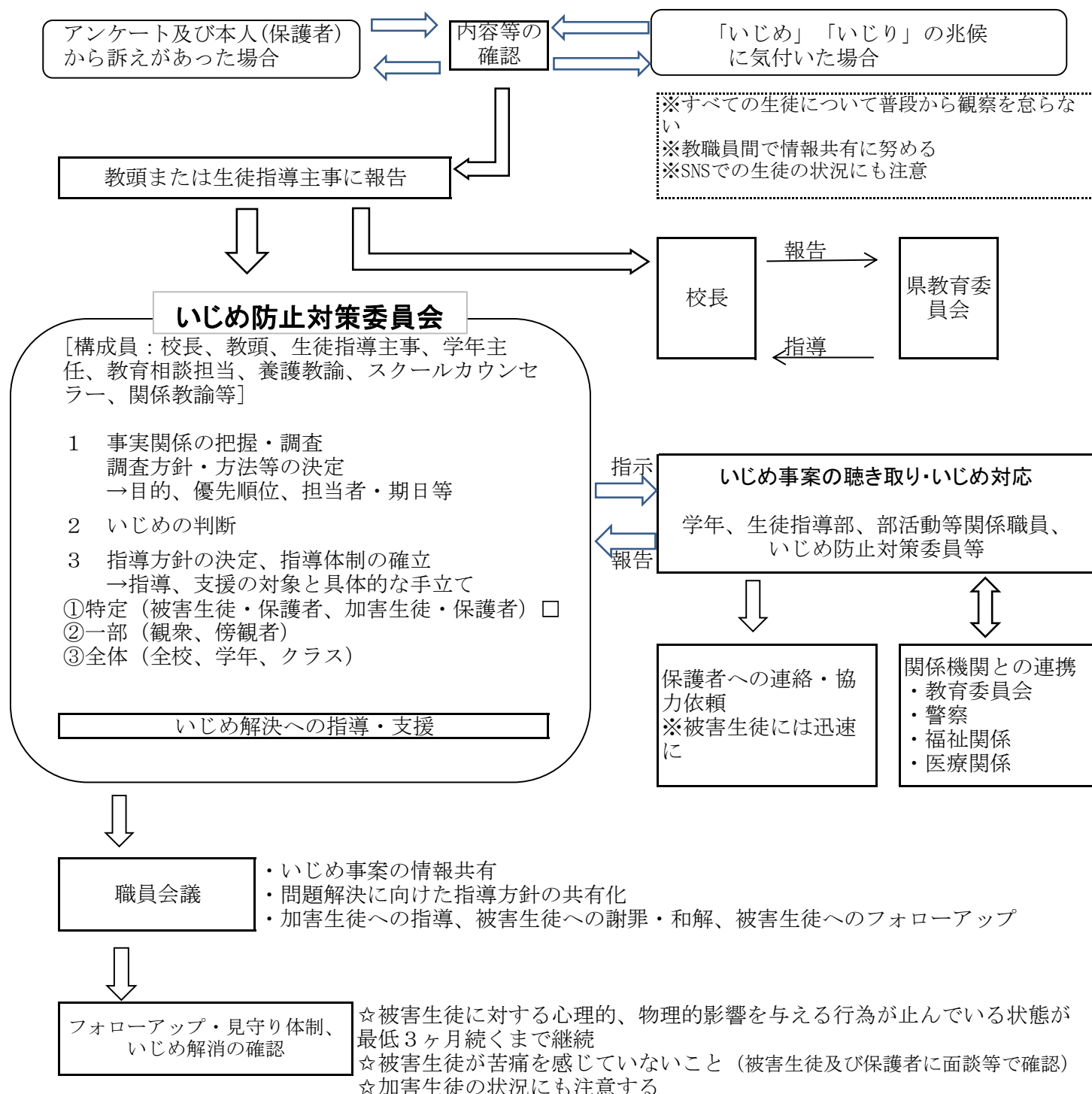


緊急時の組織的対応(いじめ対応フローチャート)



いじめ事案対応の全般的留意点

- ① 法にもとづく措置を確実・適切に行う
- ② いじめ被害者を徹底的に守る姿勢
- ③ 保護者への連絡を確実に行う
- ④ 生徒・保護者の意向に配慮する
- ⑤ 特別支援が必要な生徒への配慮
- ⑥ 事実確認・会議・対応・連絡の経緯を必ず記録保存

「いじめ」の定義(いじめ防止対策推進法第二条より)

生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの